

○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第三条第二項の厚生労働大臣が定める基準（昭和五十一年労働省告示第百七号）一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>（身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の始期及び終期の基準）</p> <p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第一項の身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画（以下この条において「計画」という。）の始期は、六月一日の翌日から起算して七月以内の日とし、その終期は、始期から起算して一年（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第二条ただし書の教育委員会が作成する計画にあつては、三年）を経過する日とする。</p> <p>（特定身体障害者の採用に関する計画の始期及び終期の基準）</p> <p>第二条 法第四十八条第一項の特定身体障害者の採用に関する計画の始期は、六月一日の翌日から起算して七月以内の日とし、その終期は、始期から起算して一年を経過する日とする。</p>	<p>（身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画の始期及び終期の基準）</p> <p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号。以下「法」という。）第三十八条第一項の身体障害者又は知的障害者の採用に関する計画（以下この条において「計画」という。）の始期は、六月一日の翌日から起算して七月以内の日とし、その終期は、始期から起算して一年を経過する日とする。</p> <p>（特定身体障害者の採用に関する計画の始期及び終期の基準）</p> <p>第二条 前条第一項の規定は、法第四十八条第一項の特定身体障害者の採用に関する計画について準用する。</p>